

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組みについて

北 郡 信 用 組 合

平成 26 年 2 月 1 日からスタートしている「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業の経営者が金融機関等と締結している個人保証(経営者保証)について、保証契約を検討する際や、金融機関等の債権者が保証履行を求める際における、中小企業・経営者・金融機関の自主的ルールを定めたものです。

金融機関が経営者保証を必要とする主な理由は、法人と経営者が実質的に一体となっている場合の経営への規律付けの必要性、企業の信用力の補完の必要性等から経営者保証を求めています。

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

1. お客様と保証契約を締結する際、主に下記の点について確認を行い、その上で保証金額や金利の一定の上乗せ等の代替的融資手法の活用を含め総合的に行います。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切に財務状況等が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証を提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けたお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客様の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客様から保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記 1. ①～⑤について検証し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

なお、ご不明な点は最寄りの営業店までお気軽にお問合せください。